
常滑市地域公共交通計画(案)
概要版

常滑市

1 計画策定の目的（本編p1）

本市の現状や課題を明確に把握し、住民や来訪者が「必要な時に必要な移動ができるまち」を目指すため、公共交通施策のマスタープランである「常滑市地域公共交通計画」を策定することとしました。

2 基本的な事項（本編p2）

2-1 計画の区域・期間

(1) 計画の区域

常滑市全域（空港島を含む）

ただし、近隣市町とのアクセスについても計画の範囲に含め、各市町と連携して施策を展開します。

- ・ 空港島で働く人の通勤や、中部国際空港・愛知県国際展示場を起点とする来訪者の移動は、市の公共交通にとって重要な要素です。そのため、計画の区域に空港島も含めます。
- ・ 本市単独で策定しつつ、事業や取組みで近隣市町との連携を検討します。

(2) 計画の期間

2024年度～2028年度（5年間）

- ・ 最終年度を第6次常滑市総合計画と合わせ、一体となったまちづくりを目指します。
- ・ 2025年の半田市立半田病院移転ともなう、地域の公共交通ネットワークの見直しも見据えた計画とします。

2-2 対象となる公共交通機関

- ・ 本市を運行する公共交通機関のうち、鉄道（名古屋鉄道）、バス（知多バス、コミュニティバス グルーン（以下、「グルーン」という。）、タクシー※を対象とします。
- ・ これらの公共交通機関以外にも、福祉送迎、企業送迎、シャトルバス、ボランティア輸送など住民・来訪者の移動を支える交通機関とも連携を図ります。
- ・ 新たに実用化される技術やモビリティも、活用場面に応じて計画の対象に含めます。



鉄道



バス(知多バス)



バス(グルーン)



タクシー

※市内移動、市内と近隣市町との移動に用いられるタクシーを指す。

3 本市の現状の整理（本編p3～p6）

4 本市の課題の整理（本編p7～p16）

現状を踏まえた本市の課題は以下のとおりです。

課題1：交通空白地や交通不便地の解消

高齢者や体の不自由な人、免許返納者など、自分で車を運転することが難しい人を含め、全ての住民の日常生活を支えるため、地域の実情や特性に合わせた、利用しやすい移動手段を確保し、「交通空白地」や「交通不便地」を解消することが必要です。

課題2：ニーズに対応した交通サービス

公共交通は、限られた車両・施設を多くの人が共有することで成り立つ仕組みで、お互いに多少の不便や面倒を許容し合うことが必要であることを踏まえつつ、利用実態や利用者の希望をもとに、関係機関と協力しながら、より便利な路線・ダイヤになるよう見直しなどを行うことが必要です。

課題3：観光振興やまちの賑わいづくりへの活用

市民の移動だけでなく、本市の強みである沢山の来訪者にとっても使いやすい交通サービスを整備し、新型コロナの影響により減少した観光入込客数の回復につなげるとともに、市内各地の観光スポット、商業施設や飲食店などに誘導し、観光振興やまちの賑わいづくりにつなげる必要があります。

課題4：持続可能な公共交通の構築

利用実態に合わせた効率的でニーズに合わせた交通サービスを供給することや、運転手や従業員などの確保のため、交通事業に従事する人が働きやすい環境づくりが必要です。また、個々の地区に最適な移動手段を確保するためには、その地区のことを最もよく知っている住民自身が主体となって、地区の人々の移動手段を創る（≒プロデュースする）ことが必要です。

課題5：新たな技術を活用した交通サービスの提供

近年のデジタル技術や情報通信技術の進歩や社会情勢の変化に対応した、効率的で利便性の高い交通サービスを提供するため、新たな技術の活用について検討していくことが必要です。

5 公共交通の将来像（本編p17～p21）

5-1 本市の目指すまちの姿と常滑市地域公共交通計画の基本方針

第6次常滑市総合計画

■目指す姿

とことん住みたい 世界とつながる 魅力創造都市

■基本理念

- ・ 常滑市のまちづくりは、「安全」、「安心」、「成長」の3つの視点から進めます。
- ・ 市民や団体、事業者、行政など互いに連携し、協力しあい、それぞれが持っている知恵や力を十分に生かした「みんなでつくる」まちづくりに取り組みます。

実現するために

～常滑市地域公共交通計画の4つの基本方針～

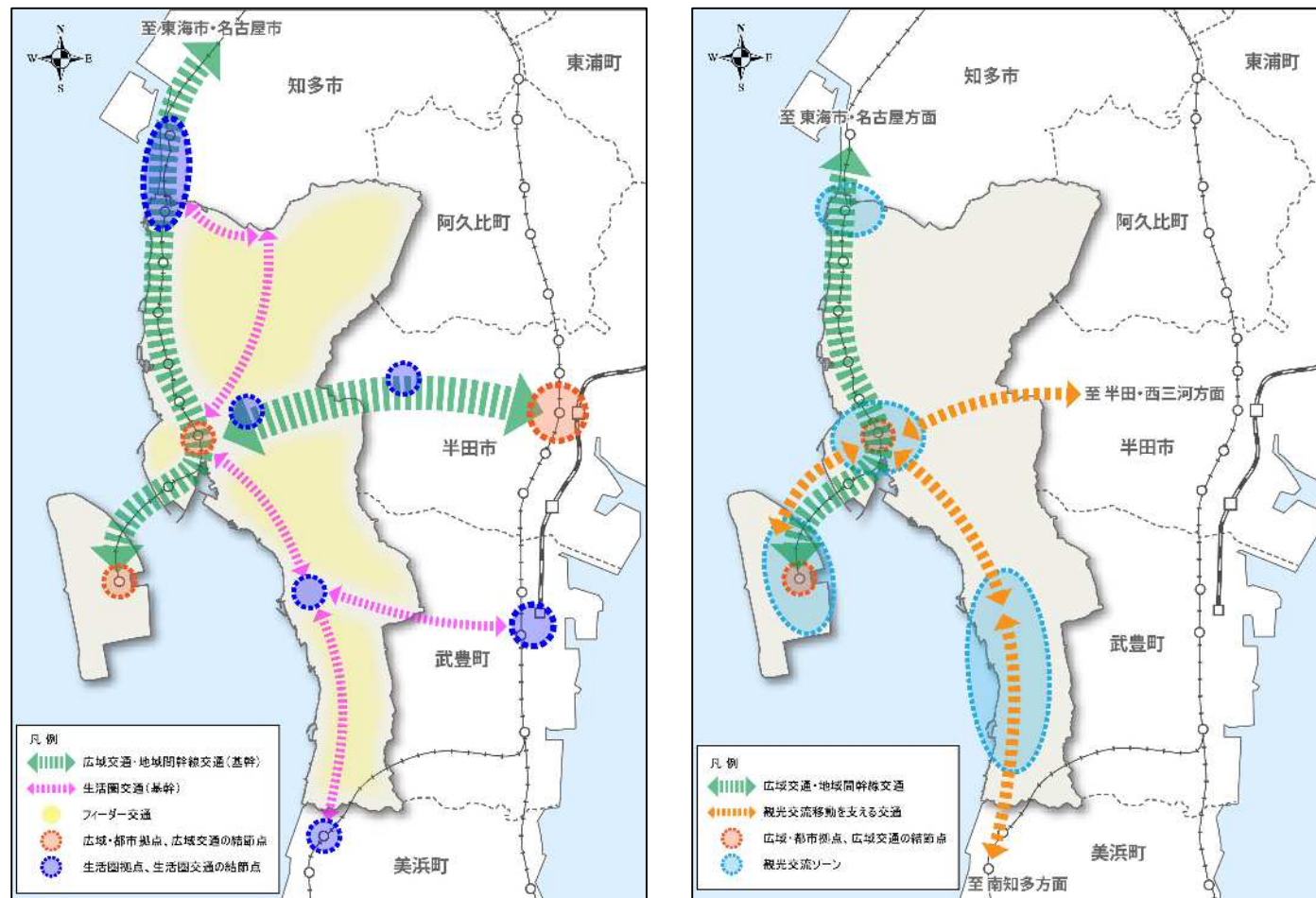
- 基本方針①：住んでいる誰もが不便なく、生活に必要な移動ができる
- 基本方針②：まちのにぎわいを創出する
- 基本方針③：安全・安心な暮らしのため、みんなで支える
- 基本方針④：新しい技術やしくみによって、時代・社会に対応する

5-2 公共交通の位置づけと役割

以下に示すように市内を運行する公共交通の位置づけと役割を設定し、各公共交通は役割を果たせるように各種施策を展開します。(表中【未】は市内で未実装)

種別	位置づけ・役割	対象となる公共交通	
		定時・定路線型	デマンド型
基幹交通	広域交通	・名古屋鉄道	-
	地域間幹線交通	・知多バス(半田・常滑線)	・タクシー
フィーター交通	生活圏交通	・グリーン(周遊線除く) ・青海ボランティア隊の移動支援 ・オンデマンド交通【未】	・タクシー ・オンデマンド交通【未】
	地区内交通	・グリーン(周遊線) ・知多バス(空港貨物地区循環線) ・オンデマンド交通【未】	・タクシー ・オンデマンド交通【未】 ・グリーンスローモビリティ【未】
	補完交通	-	・移動支援サービス ・ラストワンマイル移動サービス【未】 ・グリーンスローモビリティ【未】
その他交通	特定目的交通	・シャトルバス	・施設・飲食店送迎 ・パーソナルモビリティ
	先進交通	・自動運転交通【未】 ・ライドシェアサービス【未】	・eVTOL(空飛ぶクルマ)【未】 ・貨客混載【未】

※生活圏交通以下の交通は、地域間幹線交通に対して支線交通として位置づける。地域内フィーター系統確保維持費国庫補助金の要件に該当する場合には、補助金も活用して維持に努める。



図：将来公共交通ネットワークのイメージ(左：生活交通、右：観光交通)

6 基本方針に基づく計画目標(本編p22~p26)

本計画で掲げた4つの基本方針について、以下のとおり具体的な目標とその達成状況を評価するための目標を設定して事業を推進します。

目標	評価指標	基準値	目標値
目標0：公共交通を本市の「まちの骨格」に位置づけます	-	-	-
目標Ⅰ：みんなが使いやすい公共交通にします	公共交通に対して不満ではない人の割合	73.2% (2023年)	80.0% (2028年)
	公共交通の人口カバー率	73.6% (2023年)	80.0% (2028年)
目標Ⅱ：公共交通を活かしてまちを元気にします	鉄道駅の利用者数	17,500人/日 (2022年)	22,800人/日 (2028年)
	知多バスの利用者数	880人/日 (2023年)	970人/日 (2028年)
	グリーンの利用者数	1,030人/日 (2023年)	1,130人/日 (2028年)
	観光地周辺のバス停利用者数	30人/日 (2023年)	40人/日 (2028年)
	知多バスの総走行距離	554km/日 (2023年)	554km/日 (2028年)
目標Ⅲ：地域の公共交通の危機を乗り越え、崩壊を防ぎます	グリーンの総走行距離	876km/日 (2023年)	876km/日 (2028年)
	タクシーの総実車距離	63km/日・台 (2022年)	63km/日・台 (2028年)
	高齢者などを対象とした公共交通セミナーなどへの参加者数	未実施 (2023年)	150人/年 (各年)
目標Ⅳ：地域のみんで、自分たちの公共交通を創ります	75歳以上の人のうち、公共交通利用頻度が週1回以上の人の割合	5.3% (2023年)	10.0% (2028年)
	公共交通について地域で考える自主組織の数	1団体 (2023年)	4団体 (2028年)
目標Ⅴ：先進的な取組みにチャレンジしモデル都市を目指します	新たな技術を活用した公共交通に関する実証実験の件数	2件/年 (2023年)	2件/年 (各年)
	公共交通で常時運行するEV・FCV車両の導入台数	6台 (2023年)	増加 (2028年)
	常滑版MaaSアプリ「とこNAVI」のアクセス数	未実施 (2023年)	60,000回/年 (2028年)

7 目標を達成するための施策と取組み（本編p27～p43）

各目標に対応する施策は以下のとおりです。

「【重点】」とある施策は、地域の公共交通を充実させ、住民や来訪者の利便性の向上につなげるために特に重要なもので、優先して検討や実証実験などを進め、実施可能なものから取り組んでいくものです。

目標	施策	取組み内容	スケジュール						
			2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度		
目標Ⅰ：みんなが使いやすい公共交通にします	施策Ⅰ-1 【重点】公共交通の路線・ダイヤなどの見直し	①次のことを踏まえ、市内の公共交通を最適な路線やダイヤなどに見直しを実施します。 ■「通勤・通学」「通院」「買い物」「飲食・娯楽」などのニーズの違いによって生じている路線やバス停、時間帯ごとの利用者のばらつき改善 ■スクールバスとして利用される路線や便の維持 ■車が運転できない高校生以下の子どもたちが自由に移動できる環境の確保 ■公共交通相互のスムーズな接続や乗継ぎの実現 ■30分や1時間単位のパターンダイヤの導入による利便性の向上 ■利用が少ない路線や便でのオンデマンド交通導入や車両の変更などの見直し ■必要に応じた市民などからのヒアリング、法令・基準に係る関係機関との協議	路線・ダイヤなどの見直し	検討・協議	2025年4月実施、必要に応じて改正			見直し検討	
	施策Ⅰ-2 【重点】半田病院の移転に伴うバス路線などの在り方検討	①両病院間の職員や患者の移動のニーズを見据え、新たな輸送手段の導入や路線・ダイヤの再編などを検討・協議します。 ②路線・ダイヤの見直しによる影響を受ける地域について、ニーズに合わせた移動手段を確保します。	バス路線などの在り方検討	検討・協議	2025年4月実施、必要に応じて改正			見直し検討	
	施策Ⅰ-3 オンデマンド交通の導入検討	①実証実験の結果から、市内の公共交通空白地、交通不便地の解消と市民の移動の促進につながるかどうかの分析を行い、地域における活用について検討します。 ②実証実験の結果や、明らかになった課題から、導入の可否や時期を検討します。	オンデマンド交通の導入検討	導入検討	導入する場合、バス路線の見直しなどに合わせて実施				
	施策Ⅰ-4 誰にでも分かりやすく豊富な情報提供	①公共交通の利用者に対しては、広報とこなめや市ホームページ、SNS、MaaSアプリ、バスロケーションシステムなどにより、利便性向上につながる情報を提供します。 ②インターネットブラウザや翻訳アプリなども活用し、多言語による情報を提供します。	バスロケーションシステムやMaaSアプリの導入	継続実施、状況に応じて見直し					
			多言語情報の発信	順次実施					
	施策Ⅰ-5 鉄道やバスの利用環境などの向上	①バス路線沿線の地域団体や学校・企業などと連携し、バス待ち環境の整備、駅やバス停周辺の道路・歩道の清掃・草刈りなどを実施し、利用しやすい環境を確保します。 ②利用者が多い駅・バス停や運行する車両について、順次バリアフリー化を推進します。 ③案内表示、時刻表の多言語対応やユニバーサルデザイン化を推進します。 ④市外からの来訪者など、初めて利用する人にもわかるよう、車両や標柱などの設備、路線図、時刻表などの視認性やデザイン性について、設備更新などのタイミングに合わせて改善を図ります。	バス利用環境の向上	順次実施					
			バリアフリー化の推進	方針検討	事業実施				
			多言語化、デザインの改善	設備更新などに合わせ、順次実施					
施策Ⅰ-6 移動手段を確保するための取組みの維持	①高齢者、障がい者、運転免許返納者への路線バス運賃助成、障がい者へのタクシー料金助成利用券の交付を維持します。 ②本計画の期間中に交通体系の見直しをおこなう場合も、同様に移動手段が確保されるよう努めます。 ③交通事業者とも連携して制度の周知を図り、利用を促進します	移動手段を確保するための取組みの維持	継続的に実施						

目標Ⅱ：公共交通を活かしてまちを元気にします	施策Ⅱ-1 【重点】空港島から市街地への誘客の促進	①中部国際空港や愛知県国際展示場、イオンモール常滑などの集客施設から、市内の観光スポットや飲食店などへのアクセス向上を図るため、ニーズに合わせて特定目的交通を導入します。 ②観光振興に資する交通として、宿泊税などの新たな財源の活用も検討します。	送客シャトルバスの実施・検討	引き続き実施を目指す 方針検討 方針に合わせて実施
	施策Ⅱ-2 オンデマンド交通の活用検討(再掲：施策Ⅰ-3)			
	施策Ⅱ-3 目的地と連携した公共交通の利用促進	①観光・商業施設などと連携し、施設やイベントPR時に公共交通アクセスも発信します。 ②地域の事業者などと連携し、MaaSアプリや時刻表など、公共交通に関する広報を推進します。 ③観光・商業施設などや交通事業者と連携し、公共交通利用に対するインセンティブを検討します。	公共交通に関するPRと広報の推進 公共交通利用に対するインセンティブの検討	順次実施 方針検討 事業実施
目標Ⅲ：地域の公共交通の危機を乗り越え、崩壊を防ぎます	施策Ⅲ-1 【重点】公共交通の確保・維持に向けた取り組みの実施	①各交通機関の強みを活かして公共交通網全体の最適化を図ります。 ②住民生活を守るため、国の補助金なども活用しながら必要に応じて公的支援を実施します。 ③運行の間の待機や休憩場所の確保など、運転手が働きやすい環境をつくりまします。 ④地域におけるタクシーの24時間運行を支援し、住民の安全・安心を確保します。	公共交通の確保・維持に向けた取り組みの実施	施策や取り組みの方向性検 実施
	施策Ⅲ-2 【重点】グルーンの持続可能な在り方の検討	①ポートレースとこなめのファンバスとして導入されたグルーンですが、地域に定着していることを踏まえ、将来にわたって持続的な在り方を検討します。 ②地域全体の公共交通体系の中で、他の交通機関と組み合わせた効率的な公共交通網を構築し、路線・ダイヤの見直しなどを検討します。	グルーンの運行 グルーンの持続的な在り方検討	運行 検討結果により見直し 新たなスキームでの運行 運賃の方針検討 運行スキームの検討
目標Ⅳ：地域みんなで、自分たちの公共交通を創ります	施策Ⅳ-1 【重点】地区における自主的な移動手段の導入検討	①地区の状況にあった移動の在り方について、住民が自主的・主体的に検討するための組織の設置を推進します。 ②各地区で検討した移動手段の導入にあたっての資金確保、民間事業者との連携を含めた事業の枠組みについて、先進事例を参考にして検討します。 ③「大きな車両の乗り入れが困難」「バス路線から離れている」「目的地が分散している」などの地区の実情や需要に合わせて、グリーンスローモビリティやシェアサイクル、パーソナルモビリティなどの移動手段の導入について検討します。	各地区の自主組織による取り組み	方針検討 設置、順次実施
	施策Ⅳ-2 多様な主体との連携	・企業や交通事業者などと連携し、出勤・通勤時における公共交通の利用促進を図ります。 ・施策Ⅰ-5 取組み① ・施策Ⅱ-3 取組み①、②、③ ・施策Ⅳ-1 取組み①	多様な主体との連携	順次実施
	施策Ⅳ-3 公共交通の利用促進に向けた啓発などの実施	・公共交通が「みんなの乗り物」という認識を地域に浸透させ、公共交通の安全運行や利用者を守るための、運転・交通マナー向上を推進します。 ・みんなが心地よく公共交通を利用できるよう、利用時のマナーの啓発を実施します。 ・高齢者をはじめ多様な世代向けに公共交通の活用方法や利便性を伝える勉強会などを開催します。 ・公共交通にまつわるコラムや利用者の体験談など、公共交通を身近に感じ、認知度の向上や利用のきっかけとなるような情報を発信します。	地域の運転・交通マナー向上 利用者への公共交通利用時のマナー啓発 公共交通の利用に関する勉強会 公共交通を身近に感じる情報発信	順次実施 継続実施、状況に応じて見直し 方針検討 順次実施 順次実施

目標Ⅴ：先進的な取組みにチャレンジしモデル都市を目指します	施策Ⅴ-1 【重点】自動運転バスなどの実証実験の実施	<ul style="list-style-type: none"> 自動運転バスの実装に向けて、実証実験を実施し、課題の把握や改善などを行います。 市民に関心を持ってもらうとともに新たな技術への受容性の向上を図るため、実証実験時に体験試乗などの機会をもうけます。 自動運転バスが一部の路線から段階的に実装していくことを想定し、路線の在り方を検討します。 	自動運転バスなどの実証実験と実装の検討	一部レベル4による実装	完全無人運転化の推進
	施策Ⅴ-2 新たな技術・サービスなどの調査・研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> 以下の項目について、国・県などの動きを注視しつつ調査・研究します。 <ul style="list-style-type: none"> ■公共交通へのEV・FCVの導入 ■空飛ぶクルマなど技術の進展による新たなモビリティの導入 ■バス以外の公共交通への自動運転の導入可能性 ■貨客混載の規制緩和やライドシェア ■コンパクトシティやウォークアブルシティ ■各道路管理者と連携した、公共交通や先進的なモビリティが運行しやすい道路構造などの公共交通にやさしい「みち」の在り方 ■公共交通が社会にもたらす価値・効果の可視化 	新たな技術・サービスなどの調査・研究の実施	調査・研究の実施	

8 計画の達成状況の評価（本編p44～p45）

施策や取組みの実施にあたっては、社会情勢や市民のニーズの変化にあわせて施策や取組みの内容を適宜改善することが必要です。そこで市民や交通事業者関係者、行政（市、県、国）、その他関係者などが協働・連携し、地域公共交通を確保・維持・改善していくものとします。

また、「常滑市地域公共交通協議会」において施策や取組みの実施状況、目標値の達成状況を評価し、予定どおり進捗していない取組みや目標が達成していない項目について検証し、改善策を検討するとともに、目標の達成状況や上位計画の改定内容をふまえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

現在「常滑市地域公共交通協議会」は、法定協議会と地域公共交通会議が一体となった会議体となっていますが、今後取組みの実施・評価を円滑にするため、取組みの実施・評価状況に併せた部会化や法改正に対応した構成員の見直し検討など、「常滑市地域公共交通協議会」の在り方を検討します。

年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
計画の立案 (P)				計画見直し	
計画の実施 (D)	実施、方針検討				
計画の評価 (C)	毎年モニタリングを実施		中間評価		
計画の改善 (A)		計画の記載に修正が必要な場合、適宜改善			

